

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	自動車事故の被害者の救済を図る		評価方式	総合(実績)事業	番号	5-17
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度	22年度要求額		
（ 当 初 ）		20,863,127	19,188,661	19,516,925		
（ 補 正 後 ）		20,863,127	19,188,661			
前年度繰越額（千円）		510,000				
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	0 <0>	21,373,127 <0>				
支出済歳出額（千円）		18,116,371				
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）	0 <0>	3,256,756 <0>				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	<p>常時介護を要する重度後遺障害者数が平成10年度以降年間2,000人前後で推移しており、依然として自動車事故による被害者が多数発生しているという状況の中、自動車事故の被害者救済対策事業のうち、特に重点的に取り組んでいる、自動車事故による重度後遺障害者に対する介護料支給の件数を業績指標として採用しているところ。同指標が増加した場合、より多くの自動車事故による被害者の経済的負担の軽減が図られていると言えることから、自動車事故被害者の救済が適切に図られていると認められる。</p>					
政策評価結果を受けて改善すべき点	<p>平成21年1月の政策評価・独立行政法人評価委員会において、当該事業は、着実に実施されているとの評価を受けているところ。</p>					
評価結果の予算要求等への反映状況	<p>評価結果等を踏まえ、新規介護料受給対象者数の増加が見込まれることから、対前年度約4%増額して概算要求した。</p>					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名		自動車事故の被害者の救済を図る				番号	5-17		(千円)
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額		
対応表において● となっているもの	A	1	自動車安全特別	保障勘定	保障費	保障金支払等に必要な経費	4,658,052	4,299,136	
	A	2	自動車安全特別	自動車事故対策勘定	自動車事故対策費	自動車事故対策に必要な経費	6,255,475	7,200,078	
	A	3							
	A	4							
	小計							10,913,527	11,499,214
対応表において◆ となっているもの	B	1	自動車安全特別	自動車事故対策勘定	独立行政法人自動車事故対策機構運営費	独立行政法人自動車事故対策機構運営費交付金に必要な経費	7,819,274	7,613,986	
	B	2	自動車安全特別	自動車事故対策勘定	独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費	独立行政法人自動車事故対策機構施設整備に必要な経費	455,860	403,725	
	B	3							
	B	4							
	小計							8,275,134	8,017,711
対応表において○ となっているもの	C	1					<	>	>
	C	2					<	>	>
	C	3					<	>	>
	C	4					<	>	>
	小計								
対応表において◇ となっているもの	D	1					<	>	>
	D	2					<	>	>
	D	3					<	>	>
	D	4					<	>	>
	小計								
合計							19,188,661	19,516,925	

政策評価調書(個別票②) (政策評価書要旨)

評価実施時期:平成21年8月

担当部局名:自動車交通局

<p>政策名</p>	<p>自動車事故の被害者の救済を図る</p>		<p>番号</p>	<p>5-17</p>																					
<p>政策の概要</p>	<p>現状、年間100万人を超える自動車事故被害者が発生していることを踏まえれば、被害者本人及びその家族に生じる経済的・肉体的・精神的被害の軽減を図るため、被害者救済対策を実施することが重要である。</p>																								
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 自動車事故の被害者の救済を図るという施策目標の実現に向け、自賠責保険の保険金の支払適正化事業、ひき逃げ・無保険車事故による被害者への損害てん補を行う政府保障事業、重度後遺障害者への介護料の支給や療護センターの設置などを行う被害者救済対策事業を実施しているところである。 これらの自動車事故の被害者救済対策事業のうち、常時介護を要する重度後遺障害者数が、平成10年度以降年間2,000人前後で推移しており、依然として自動車事故による被害者が多数発生しているという状況の中、特に重点的に取り組んでいる、自動車事故による重度後遺障害者に対する介護料支給の件数を業績指標として採用しているところであるが、同指標が順調に増加し、より多くの自動車事故による被害者の経済的負担の軽減が図られていることから、自動車事故被害者の救済が適切に図られているものと認められる。</p> <p>(必要性) 近年、自動車事故の発生状況は、死者数は減少しており、平成20年においては負傷者数が10年ぶりに100万人を下回ったが、常時介護を要する重度後遺障害者数については平成10年度以降年間約2,000人前後で推移しており、依然として、自動車事故による被害者が多数発生しており、被害者救済の必要性は高い。</p> <p>(効率性) 自動車事故の被害者の救済を図るための、常時介護を要する重度後遺障害者への介護料の支給をはじめ、自賠責保険の保険金の支払適正化事業、ひき逃げ・無保険車事故による被害者への損害てん補を行う政府保障事業、常時介護を要する重度後遺障害者のための療護センターの設置等を行う被害者救済対策事業は、他の主体においても類似事業は行われておらず、行政資源が効率的に活用されているものと評価できる</p> <p>(有効性) 業績指標である「自動車事故による重度後遺障害者に対する介護料支給件数」が順調に増加し、より多くの自動車事故による被害者の経済的負担の軽減が図られているところであり、自動車事故による被害者の救済が有効に機能しているものと評価できる。</p> <p>(反映の方向性) 自動車事故による重度後遺障害者に対する介護料支給制度の周知徹底等を図り、より一層被害者救済を図る。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="418 1429 1248 1657"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動車事故の被害者の救済を図る</td> <td>自動車事故による重度後遺障害者に対する介護料支給件数</td> <td>件</td> <td>16,264 (平成18年度)</td> <td>16,264</td> <td>16,732</td> <td>17,337</td> <td>20,491 (平成23年度)</td> <td>介護料支給実績及びその伸び率を勘案し、目標値を設定した。</td> </tr> </tbody> </table>				達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度	自動車事故の被害者の救済を図る	自動車事故による重度後遺障害者に対する介護料支給件数	件	16,264 (平成18年度)	16,264	16,732	17,337	20,491 (平成23年度)	介護料支給実績及びその伸び率を勘案し、目標値を設定した。
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方															
				18年度	19年度	20年度																			
自動車事故の被害者の救済を図る	自動車事故による重度後遺障害者に対する介護料支給件数	件	16,264 (平成18年度)	16,264	16,732	17,337	20,491 (平成23年度)	介護料支給実績及びその伸び率を勘案し、目標値を設定した。																	
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>																						
	<p>なし</p>																								